

平成27年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成27年3月13日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成27年3月13日（午前9時00分）

出席議員	1番 岡村 広彦	2番 舟瀬 勝	3番 登 喜三雄
	4番 濱岡 裕之	5番 牧 幸作	6番 木本タエ子
	7番 八木 淳	8番 芝山 延男	9番 中森 慰
	10番 福井 秀治	11番 中井 利正	12番 中村 忠彦

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	副 町 長	縄手 一郎
総 務 課 長	西岡 一義	総務課防災担当課長	中川美知彦
政策調整室長	中井 宏明	税務住民課長	山下 弘文
福祉保健課長	中井 均	生活環境課長	中西 章
産業振興課長	八木 一夫	建 設 課 長	北村 晴紀
会計管理者兼出納室長	岡村 哲也	教育委員会教育長	藤田 心作
教育委員会事務局長	中西 力		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西村 肇	書 記	山下 喜市
書 記	中川 知央	書 記	大谷 悦正

議事日程

日程第1 一般質問

1. 1番 岡村 広彦 議員
2. 4番 濱岡 裕之 議員
3. 8番 芝山 延男 議員
4. 10番 福井 秀治 議員
5. 3番 登 喜三雄 議員

日程第2 各常任委員長 審査結果報告、質疑

日程第3 討論（議案第1号～議案第29号）

日程第4 採決（議案第1号～議案第29号）

追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第1号）

追加日程第2 提出理由の説明（発議第1号）

追加日程第3 質疑、討論、採決（発議第1号）

日程第5 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

上程議案

- 議案第1号 平成27年度 度会町一般会計予算
- 議案第2号 平成27年度 度会町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 平成27年度 度会町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第4号 平成27年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第5号 平成27年度 度会町介護保険特別会計予算
- 議案第6号 平成27年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算
- 議案第7号 平成27年度 度会町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第8号 平成26年度 度会町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第9号 平成26年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第10号 平成26年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第11号 平成26年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第12号 度会町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例について
- 議案第13号 度会町課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 度会町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 度会町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 度会町手数料徴収条例及び度会町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 度会町国民健康保険保険給付費等支払資金運用基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 度会町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例について
- 議案第19号 度会町いじめ問題対策連絡協議会条例について
- 議案第20号 度会町いじめ対策審議会条例について
- 議案第21号 度会町いじめ調査委員会条例について
- 議案第22号 度会町保育条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 度会町指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

議案第26号 度会町健康診査等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第27号 度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について

議案第28号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

議案第29号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更について

議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例について

◎開会の宣告

(9時00分)

○議長(中村 忠彦) ただ今の出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって、平成27年第1回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

1番 岡村広彦議員。

《1番 岡村 広彦 議員》

○1番(岡村 広彦) 1番議員の岡村広彦です。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告書に従い、中村町長の三選について、質問いたします。

さて、3月も中旬となり、残されました任期もあと3カ月ほどとなりました。中村町長におかれましては、初当選以来、ふれあいトーク、簡易水道統合整備事業、小学校統合による跡地利用、ブルーベリー栽培の推進、生活集落道の整備、棚橋川口間の町営バスの運行、日帰り観光などなど、一定の成果をおさめられた事業がある一方、環境の事業への取り組み、地域特産物の振興、工場や企業の誘致、若者の定住対策、3.11東日本大震災の教訓から、東南海地震時における後方支援としての防災対策、荒廃地の利用、風力発電や太陽光発電などの新エネルギーの推進、主要地方道度会玉城線の整備、道の駅構想などなど道半ば、あるいは今後、新たに事業

の展開を図るべき課題も多く残っております。

私は、これらの課題に取り組んでいただくためにも、今こそ明確に三選出馬への意思を表明すべきであると考えます。

中村町長、まずは三選出馬への意思についてのみ、御答弁ください。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 皆さん、おはようございます。

ただいまの私の町長の三選につきましての岡村議員さんの質問にお答えをしたいと思っております。

ただいま岡村議員さんより、この6月に実施されます町長選挙へ出馬する意思があるのかどうかという御質問をいただきました。私に、この時期に、この議会の場で、私自身の問題である次期町長選への出馬につきまして、昨年12月の定例会におきましては、複数の議員さん方から同じような質問をいただきながら、明確な回答ができませんでした。再度、このように回答する機会を設けていただきまして、心から、まず感謝を申し上げます。

平成19年6月に初当選をさせていただきましてから8年間、2期、この度会の城を住民の皆さんから預かり、請託をお受けしまして、早いものであと3カ月余りを残すこととなりました。この8年間、議員さんのおっしゃったように解決できたもの、また、まだまだ解決が途上のもの、もっとはるかにビジョンだけ描いていてゴールが見えていないもの、様々ございますけども、そういった山積する課題の中で、町議会議員の皆さん方や、また住民の皆さん方に多大な支援と御協力をいただき、しっかりと後押しをしていただきまして、今回この8年、あと3カ月を余すところまで来れました。大変お世話になりました。

職員の皆さん方にも、私から「創意と工夫」というのを心がけて、まちづくりに住民サービスの向上に取り組まれるように、再三以上に申し上げてきまして、職員の方皆さんも頑張っていたいただいたものと思っております。非常にリーダーらしくないリーダーでございまして、また、力不足な私でございしますが、自分自身を納得させながら目指す、「わかりやすい政治」を、そして、「親しみやすい首長」ということを、まず原点に目指しまして、全力を傾けて、今日まで走ってまいりました。

自分の非常に足りない部分を、多くの住民の皆さん方にサポートをしていただきました。政治というのは、一人ではなかなか動かせませんし、また動きません。

“笛吹けど踊らず”ということはございますが、諸施策の実行なんかでも、皆さん方のいろんな御協力を得ての成就であります。政治は、また生き物ですので、絶えず動いております。止まることを知りません。住民の皆さん方のサービス向上につながるように、一步一步ずつ積み重ねをして進んでいかなければならないと思っております。今日、この場で8年間を一区切りとして、改めて、重ねて心より、まず、

町議会議員の皆さん方、また住民の皆さん方に、そして、また職員の方々に心からもう一度、お礼申し上げたいと思います。

さて、国や地方の政治と行政というのは、国際的な感覚が、時には必要となりますし、国同士の外交によっても、この我々の小さな地方自治体の政治は、非常に影響を受けやすい世の中を迎えております。それだけ諸問題の解決が、行政上、なかなか困難となってきた時代でございます。国におきましては、T P Pや集团的自衛権等々、また、この地方におきましては少子高齢化対策、あるいは、先ほどお話ございました、1次産業の低迷による農林水産業の打開、復活等が一つの例でございます。そんな時代の流れの中で、私自身、三選目への出馬に対し、今一度、皆さん方のお力をお借りし、御意見やアイデアをお聞きして町政への意欲を示すことが、自分の選択肢と考えました。大変微力ではございますが、今定例会の所信表明の一端で申し上げましたとおり、度会町の将来に向けては、うさぎの気概と亀の心境で、身の丈相応なまちづくり、そして、時には花火を打ち上げるまちづくり、また、町総合計画による緑と笑顔が輝くまちづくり、そして、私の初心忘れることべからずの、より住みよい度会町が心豊かなまちづくりを目指し、また企画力に富んだまちづくり、そして、もう一つ加えたいのは、安全安心な畑作農産物の小さな産地づくり等を、町の将来のビジョンとして掲げながら、全力を傾けていくことを決意をいたしました。

今後とも、町民の皆さん方とともに、少しでも皆さん方が安全・安心して暮らせる社会を目指して、一步一步着実に頑張っていきたいと思っております。どうか、よろしくお願いいたします。

以上、私の非常に拙い弁でございますけれども、三選への出馬の表明の回答と、まずはさせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 岡村議員。

○1番（岡村 広彦） ただいま、中村町長より三選出馬ということを表示されたので、ここで、改めまして、今後4年間の町行政の運営に当たり、基本的な考え方とか、あるいは、具体的な施策について、その所信の一端を簡潔にお聞かせください。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいま、これからの4年間の目標とか、施策ということで、大変ありがたいお言葉をいただきましたけれども、まず、今後、三選出馬を前提に4年間の町政の運営にかかる目標、施策という質問の回答でございますけれども、6月には町民の皆さん方の御審判を仰ぐこととなりますので、残された3カ月間は、町政の現実の課題に取り組んで、その現実を一つでも解決できるように頑張りたいと思っています。

従いまして、今後は、自分の町政への取り組み姿勢というのを、これから整理をしながら、そして6月の選挙に向かって、皆さんに徐々にお示しをしていきたいと思っています。

この回答につきましては、今日は期待に反しますけれども、控えさせていただきたいと思いますので、何とぞ了解のほど、よろしく申し上げます。

以上で、私の答弁とさせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 岡村議員。

○1番（岡村 広彦） 今、町長が言われましたように、今の時期では、はっきりした具体的なものというのは、まだ時間的な、タイミング的なことではっきりは言えないということですけれども、今後、それぞれ三選に向けまして、いろんな具体的な施策が出てくると思います。我々といたしましては、当然、出される内容につきましては、どれもこれも重要な課題であると思いますので、今後も、町長が言われましたような制度につきましては、一つ一つ内容を吟味して、また一般質問などを通じてお伺いしていきたいと、このように思っております。

最後になりましたが、中村町長はふれあいトークなどを通じて、常日頃より町民との対話を大切にしてくれました。今回、三選出馬されまして、当選されましたならば、今後4年間は町民の声をじっくりと最後までよく聞くという姿勢を忘れずに、町行政を担当していただきたいということをお伝えいたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 以上で、岡村広彦議員の質問を終わります。

続きまして、4番 濱岡裕之議員。

《4番 濱岡 裕之 議員》

○4番（濱岡 裕之） 4番議員の濱岡です。

ただいま中村議長より質問の許可を得ましたので、三つの質問をさせていただきますと思います。

まず初めに、住民生活における交通の足についてということで、中村町長にお尋ねしたいと思います。

国土交通省は、2月6日、貨物トラックに客を乗せたり、タクシーで荷物だけを運んだりする「貨客混載」を一部の過疎地で解禁する方針を決め、近く制度改正の検討に入るとのことです。

人口減少や高齢化の影響により路線バスが撤退し、タクシーが少ない地域で住民の足を確保する願いがあり、国土交通省は荷物の集配トラックが有料で助手席に客を乗せる仕組みや、タクシーによる買い物代行などを想定しながら、十分な安全対策を考慮の上、検討するとのことです。

その理由としては、路線バスの撤退が相次ぐような公共交通の維持が難しい地域

では、特に、高齢者を中心に住民生活に大きな支障が生じるおそれがあり、トラックによる旅客輸送やタクシーによる貨物だけの輸送の解禁を求める声が上がっていたからでございます。

そこで、質問させていただきたいと思います。

イとしまして、住民の利便性を考慮した今後の度会町内での導入に対しての研究を要望いたすものでございますが、町長としての考え方をお聞きいたします。

次に、ロ、買い物代行などの一つ的手段として利用していくような考えをお持ちか否かをお聞きいたします。

続きまして、ハ、その他関連することについてもお聞きしたいと思いますので、以上の点に関して、現在の町長のお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの濱岡議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、住民生活における交通の足についてということでございます。

おっしゃるとおり、当町でも高齢化が非常に進んでおりまして、御高齢の方々の病院や買い物等への足の確保というのが困難となっており、また困っている状況でございます。

町では現状策としては、まず、「町営バス有償運送事業」を、平成23年度から始めまして、住民の利便性の向上とすることで、少しでも住民の方々に喜んでもらえるように実施をいたしておりますが、当初よりは、改正をしながら、随分利用客も増えていると、もともと1名ぐらいいかという程度のものでしたんで、今は恐らく現状では、1日約4名弱で、笑いも出るぐらいの程度でございますので、なかなかシビアな問題で、満足な状況には、ほど遠いでございますので、今後、また地域交通公共会議におきまして、もっともっと違った御意見もいただいて、進めていきたいと思っております。

また、それを踏まえて、この交通の利便につきましては、今度は思い切った施策が必要になると確信をしております。

議員さんのおっしゃる国の「貨客混載」は、過疎地域を対象に解禁するという方針が決まりました。この制度におきましては、従来の貨物トラックに、いわゆる運搬物だけではなくして、人を乗せたり、タクシーで、荷物を運ぶというようなことでございます。このような制度が過疎地域だけで、今は適用するというところでございますけども、今後拡大していくということを期待しながら、国の制度を注視して、当町としましても、住民の皆さんの利便性の解決策の手段の一つとして、検討を加えてまいりたいと考えております。

また、買い物代行等の手段としての利用を含め、住民の皆さんの利便性につつま

しては、先ほど申し上げました地域公共交通と共に、平成27年度から始まる地方創生の実践の中で、議員さんのおっしゃるような切り込みだけではなくして、幅広い局面から、角度から切り込んで、今後、具体的な策を踏まえて検討を加えてまいりたいと考えておりますので、どうか、よろしくをお願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 濱岡議員。

○4番（濱岡 裕之） 町営バスの、平成23年から始めていただいて、2年間経過したわけですが、1日の利用人数が大体、1日当たり3.5人～4人程度、それを週3日間の運行ということで、利用者がまだまだ少なく、伸び率は多いという、町長からお話いただきましたが、全体数が利用者が少ないわけですが、その辺の理由としましては、広報がうまくいっていないのか。利用しにくい理由があるのか。いずれかだと思いますが、そういった町内バスも利用しながら、私のほうで質問させていただきました。貨客混載と合わせて研究していただくことを要望いたします。

また、近隣町村のことではございますが、利用者が事前に申し出た乗車場所や、時間に車両が向かい希望する目的地まで運ぶオンデマンド形式によるバス、デマンドバスですが、南伊勢町では、運航日、365日の運行で4台の車両を使いながら、平成25年度の実績としましては、1年間で2万257人の利用があったとのこと。また、そういった近隣のまちで、そういったバスの運行もされているということも、また町民の方にも知っていただきたいなと思って言わせていただきました。

また、国レベルで省庁間の壁が当然あるかなとは思いますが、度会町のスクールバスの多面的な利用も合わせて考えられないかということで、そういったことも一応お聞きしたいと思います。

予算的な問題は、当然あると思いますが、今後の町民の方々の利便性を優先に考えていただきたいと存じます。

あと2点質問がございますので、次の質問に移らさせていただきたいと思います。

2番目の質問といたしまして、空き家対策についてということで、質問をさせていただきます。

私は、2年前にも町内の空き家対策についてということで、一般質問をさせていただいております。そのころでも、町内では空き家が目立ち始めておりましたが、総務省の統計によると、2013年の全国の空き家率は820万戸で、総住宅数に対する空き家率は13.5%と、過去最高になったとのことでした。全国平均の13.5%に対しまして、三重県としてみると15.5%ということで、全国平均よりも2%も上回る空き家率となっているということです。

平成27年5月には、全面施行される空き家対策推進特措法に合わせた、度会町としての具体的な対策について問います。

イとしまして、まちとして把握している実数や危険度について、問います。

ロ、空き家所有者や管理者への具体的なアプローチの有無について、お聞きいたします。

ハ、利用可能と思われる空き家を整理して利用を促す、空き家バンク登録制度の活用の考え方の有無について、問います。

ニ、その他関連についてということで、相続税法の変化や国として「地方創生」推進で都会から地方への移住が注目されておりますが、Iターンで移り住むようなまちとしてのPR策の考え方の有無について、問いたいと思います。

以上の質問につきまして、中村町長の答弁を求めます。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの空き家の対策についての質問でございますが、国のほうでは御承知のとおり、「空き家対策推進特別措置法」というのが、平成27年5月から全面施行となることになりました。所有権の制約という、非常に難しい空き家制度が決まり、当町におきましても積極的に検討をすべき時期が来ていると判断をしております。

現状では空き家の実数も、議員さんがおっしゃるとおり把握をいたしておりません。今後、まず、空き家の実数調査をして、その実態を、まず把握してから対策を講じていくべきと考えております。

国の制度におきましては、空き家の定義とか、その態様、そして講じる方策まで示されましたので、大変有意義に感じております。

制度では、適切に管理されていない空き家というのを、「特定空き家」というような言葉にして所有者や管理者に対し、適切管理を行政のほうから指導、勧告、命令、そして、またなおかつ行政代執行による強制執行の措置手続というのも可能となっている法律でございます。

また、固定資産税の課税情報の内部利用というのも許可されまして、地域の住民の皆様方の生活に影響を及ぼすようなことを、最終的に解決可能にし、また、住民の皆様方の生命、身体、財産、保護、生活環境の保全等にもつながってまいります。この制定によりまして、度会町も今後、具体的に、積極的に、空き家対策を講じていきたいと思っております。

議員さんにも2年ほど前ですか、一般質問をいただいておりますけども、私としては、時期尚早と、やはり国がこういった、ちょうど平成27年5月のこういったしっかりした強制執行までも踏まえた地域の美観、景観を損なわないような環境保全のための、しっかりとしたルールを設けていただかないと、うちは踏み切らないという確信を持っておりましたけども、今回やっと国のほうも、そういった所有権の制約の一つ壁を超えていただいたということで、高く評価をしておりますので、今

後、具体的に空き家の対策としては講じていきたいと思えます。

また、議員さんがおっしゃる空き家バンク制度については、近隣町村も施行をされて実施しておられますけども、これにつきまして、慎重に一層の検討が必要だと思っておりますので、まず、この空き家対策を、この国の法律に従いまして、積極的に進めてまいりたいと思っております。

それから、また、相続税の改正につきましては、小規模宅地の特例におきまして、空き家というのは、原則対象外でございますけども、ただ、やむを得ない事情があって、空けているけれども十分管理がなされている場合に限った空き家につきましては、特例の適用がございまして、相続税の減額対象面積が、従来の240平米から330平米に拡大され80%の減免が受けられるとしておりますので、対象の空き家としては、制度を活用をされたらいいなと思っております。

また、地方創生によるIターンのPRにつきましては、今後、非常に難しい問題ですけども、移住・定住等の対策を検討しながら、農業の体験、あるいは宿泊体験施設の利活用も含めて検討課題として、取り上げてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどを、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 濱岡議員。

○4番（濱岡 裕之） 先ほどの町長の答弁では、空き家対策に対しましては、町としては積極的に取り組んでいくということは、答弁いただきましたが、以前にも質問の際には、空き家物件の情報を希望者に提供する登録制度、通称空き家バンクでございますが、実施に対しましては、先ほどの答弁でも消極的な考えであるということございました。

東日本大震災以降、暮らしや環境を見つめ直す人がふえてきたことから、移住に対する考え方に変化が出て、治安の良さや田舎暮らしへのあこがれ、空き家を利用して安く住める。それが地域の活性化にもつながっていくものと思われそうですが、町長は、この件に関してどう思われるでしょうか。

また、あわせまして、近隣町村、南伊勢町、大紀町では、平成25年に空き家バンク制度を実施されておるわけでございますが、実際に、うまく移住が進んで、移住されて住まわれているという実数はそんなに多くはないとは考えておりますが、大紀町におきましては、移住・定住相談窓口というのも、役場内にありまして、そういった移住に対してのことを、非常に真剣に捉えておるなというような感じが受けます。その辺のことに対して、町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく答弁をお願いします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの移住・定住、非常に先ほどの、一つだけちょっと

訂正しましたけども、空き家バンクについての2年前の答弁と、今の答弁では、議員さん消極的という言葉が使われましたけど、一つ前進と受けとめていただきたいと思います。

なぜかといいますと、国の制度ができたということ、先ほど強調しました。あれでより具体的な策が打てるというのが、私の考えでございますので、それから、それと一緒につながるんですけども、どこの近隣町村もそうですけども、移住・定住、あるいは、ほかの婚活支援とか、そういったこともたくさん相当事業を進めておられます。うちもそういうことになれば体制はできるんでありますけども、私の考えが消極的というのではなくして、先ほどの具体的なお話もございました。近隣の大台町さんなんかでも、移住計画や空き家バンク制度をやって、いずれかの制度、効果を上げているのは事実でございます。より度会町の場合、非常に極端なことを申し上げますと、過疎地でもなければ、準過疎地でもないというような感じで、この当町をほかの住民の方々や、市町の方が見ると、度会町は過疎化やないかという声はすぐ出るのに、国のルールの過疎化、準過疎化地域の限定ルールが、ちょっとのところで当てはまっていないので、非常に私は中途半端地域とよく言っているんですけど、中山間地域の、こういうこともございまして、先ほど言いましたように、自立継続にいけるような制度を設けていきたいというのが、私の一步一步の考えでございますので、議員さんの言われたことも、これから実現に向けていきたいと考えております。

それから、もう一つ何でしたか。最終的に、移住促進の窓口というのは、これから移住促進も当然、政策をすれば、その窓口はしていかなきゃなりませんけども、件数とか、そういった効果、特に、効果です。この効果というのは、近隣町村を見ていると、なかなか取り組んでいる姿勢はすばらしいんですけども、うちも、先ほど言いましたように、地域の実情がちょっと違っているんで、いまいち乗るところまでいきかねているということで、この空き家バンク制度については、今言ったように、より積極的に進めていきたいということと。

それから、今の移住・定住につきましても、検討を加えていくということで、水面下でやっていきたいと思っておりますので、具体的にまたやる時期が来ましたら、このように、また議員さんのおっしゃるようなことを進めてまいりたいと思っておりますので、そのぐらいのちょっと答弁でさせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 濱岡議員。

○4番（濱岡 裕之） 度会町としましては、過疎地、過疎化が進んでいると、実際思っておりますが、法律上は微妙なラインであるということでございましたが、実際に、空き家自体もふえておりますし、度会町の人口も、当然減少をしておりますので、そういったことも移住も含めて、空き家対策、今後真剣に、また行政として

も検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、三つ目の質問に移らさせていただきたいと思います。

この質問も1年前にも、町長に対して質問させていただきましたことですが、旧一之瀬小学校の廃校舎の利活用についてということでお聞きをしたいと思っております。

1年前に、中村町長は同様の質問をさせていただいた際、公営による活用というのは、今のところ描いていない。まず、仕掛けとしてはインターネット上で、平成26年度にはやっていきたい。基本的には外からの活用を求める方向でという趣旨の答弁を、その際にいただきました。

そこで、ちょうど1年、丸1年が経過いたしました現在の進捗状況について、お聞かせをください。

具体的な質問といたしましては、イ、平成26年度中に方向性を出すとのことでしたが、いかがですか。

ロ、現状として、グラウンド、校庭全面の雑草化が進んでいる点について、一層のこと、人工芝化のようなことにして、種々のスポーツ、例えばグラウンドゴルフ等の促進を図ってはいかがか。

ハ、教室を開放して、図書室や運動器具設置による定住促進対策や、介護予防ニーズ等への対策としての利用を考えられないかということでございますので、町長の答弁を求めます。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの濱岡議員さんの旧一之瀬小学校の利活用について、お答えをさせていただきます。

非常に、旧一之瀬小学校の活用については、努力はしておるんですけど、まだ力が至りませんで申しわけないと思っておりますけども、三つの学校の二つは、おかげさんをおもちまして、跡地利用というのは、今のところ進めて、実行ができましたけども、もう一つの、この一之瀬小学校が、まだ満足に進めている状況にございませんので、申しわけないと思っております。

従来、この一之瀬小学校につきましては、公募制をとらないということで、議員さんの質問でも申し上げまして、受け身的な利活用の方針ということで、情報の提供をいただきながらやっていくということで進めてきましたんですけども、その道筋の中で、非常に具体的なところまでもございましたんですけども、残念ながら私としては積極的に進めたかったんですけども、いろいろとございまして、ハードルが超えることができなかったということで、まず、決定的な打開策には至っていませんでしたので、先ほど議員さんのおっしゃったように、昨年11月からホームページにより公募制をとる方針に切りかえて、今現在、進めております。

問い合わせも少しながらあり、今後、検討してまいりたいと思いますが、どんな利活用になっても、まずは、やはりもともと学校という、地域とも非常に連携の強い施設でございますので、地元の住民の皆さん方の御理解と協力というのが、大前提となってまいりますので、町としては、まず地元の皆さん方と協議をしながら、できるだけ早く旧一之瀬小学校の利活用を、結果を出していきたいと思っております。

また、おっしゃられる人工芝化ですか。これもまだ次ですか。イだけでよろしいですか。全部答えさせてもらってもよろしいか。種々のスポーツや、それから図書室の利用とか、運動の管理機能の設置といったもので、先ほどおっしゃったような定住促進対策として、また、介護の予防ニーズ等というようないい意見もいただきましたけども、こういった御指摘の多目的な利用価値の中で、何が適切な理由かというのを、やはり地元の皆さんとともに話し合いをして実現をしていきたいと考えております。

例えば、グラウンドゴルフという御意見もいただきましたけども、これにつきましては、非常に全体の中での現実性のある具体策だと思っておりますが、競技を行う関係団体との協議も踏まえて検討の余地のある利活用というのは、今後、積極的に進めて、また、除草等の維持管理なんかも少しでも負担軽減されるように働きかけをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほどの多目的なことにつきましては、いろんな角度からの切り込みで、地方創生の中で、一步一步進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 濱岡議員。

○4番（濱岡 裕之） 利活用の策としましては、公募制により進めていくということとございました。

1年前に、質問させていただいた際にも、近隣市町、南伊勢町で昨年度末に小学校の校舎4校舎、また伊勢市におきましては、近い将来、現在ある20校舎が廃校舎になるとのことでございますので、そういったことから一刻も早く利活用を考えないと、これからの近隣で空き校舎がいっぱい今後は発生してくることから、少しでも早い時期での利活用をされることを求めます。

昨年質問においても、和歌山県の人口が471人という北山村が、村営のコンビニエンスストアを開店したことや、スポーツに関するさまざまな具体的な提案、それから、学習や文化的な方面からの利活用についても、さまざまな具体的な提案をさせていただきましたが、その際、こういう活用しないという答弁でございましたが、そういったことも、また今すぐ何をというわけではございませんが、いろんな

方向から検討願いたいと思います。

先ほどグラウンドゴルフの話もされましたが、健康促進と、住民の定住化の促進の一つとしまして、これは当然、町内でも急激に高齢化が進んでいる地域でありますので、その地域を中心に、やっぱり地域の人が気軽に立ち寄れる場所づくりや拠点づくりが緊急的な地域の課題であると考えております。近隣の市町のことばかり申し上げて申しわけないですが、南伊勢町さんでは、中心部による基地でございますが、五ヶ所体育館を開放しまして、若者と高齢者との居場所づくりの一環として、さまざまなスポーツ器具を使ってもらって健康増進に、維持に活用していただくようなことが、新聞にも載っておりましたので、空き教室等も、運動器具等や、グラウンドにでも、そういったような器具を設置することによって、要は、大きな目で見れば介護予防の一つの対策になるんじゃないかなと考えております。

もう一つ、余談でございますが、テレビの情報でございますが、ベトナム国内では、公園がたくさんありまして、その各公園には運動器具が常設されておって、健康の推進に役立っているということで、90歳でも若々しく背筋が真っすぐな人が多いというテレビでの紹介がありました。健康器具を使いながら予防対策をすることは、介護予防の一環にも将来的にはなることだと思いますので、そういったことも合わせて、さまざまな方向から利活用のほうを真剣に検討していただきたいと思います。

いろいろ質問させていただきましたが、以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 以上で、濱岡裕之議員の質問を終わります。

続きまして、8番 芝山延男議員。

《8番 芝山 延男 議員》

○8番（芝山 延男） 8番議員、芝山延男でございます。

ただいま議長のほうから許可を得ましたので、2点ほど一般質問させていただきます。

まず、1点目、道の駅構想についてお伺いいたします。

道の駅構想について、最初に道の駅の話聞いたのは、同僚議員か、または町民の方か、定かではありませんでしたが、町長から直接話を聞くより以前に知りました。少し残念な思いがいたしました。

簡単ではありますが、町長は道の駅について、なぜ道の駅をつくりたいのか。もう一度、この場で具体的に答弁をお願いします。

また、道の駅について、町民の皆様に広く知っていただくためにも住民アンケートを実施しました。アンケートの締め切りが1月下旬だったと思いますが、締め切りが過ぎたにもかかわらず、暫定速報として議員に示されました。主な調査結果を

申しますと、男女比率、男性が42.7%、女性が57.3%、地区別では内城田地区が59.9%、中川地区が17.3%、一之瀬地区が11.9%、小川地区が11%、このパーセント数字から明らかになるように、内城田地区が断トツに多いわけですが、これが人口比率から言えば仕方がないかなと、そういう思いがいたします。

また、道の駅の利用される方の一番の目的は何かと問いにつきまして、トイレ休憩が48%、食事とか、買い物なんか42.9%ということになっております。道の駅の利用する方に当たっては、重視することは、一番でトイレの清潔さ67.2%、2番目が地域の特色ある物産品、飲食店のメニュー61.3%、鮮度がよいが71%、地元の食材が豊富であると56.5%、また、この道の駅の整備について、余りよいと思わないという回答した方は、町の財政が一番心配だからと71%、集客ができるかが心配だからと56.3%となっております。アンケート調査の結果は、町長はどのように判断されますか。道の駅構想について、1点目はお伺いいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 芝山議員さんの質問にお答えします。

道の駅につきましては、もう本当にくだいぐらい申し上げますんで、大変長くなると思いますんで、どんな目的で、もう一回改めてというような話もございましたけども、まず、道の駅につきましては、いつも申し上げますけども、そんなに簡単に、構想から計画実施、実践、実現というのは進める事業はそう簡単に行くとは思っておりません。

また、じっくりと慎重に、当町にとってやはり大きな目的で、議員さんどんな目的かとおっしゃられましたけど、これはもう道の駅をつかって、国のほうも、大体約1,040ぐらいの道の駅になっておりますけども、もう非常にいろんな種類で、一般財源を持ち出しているところ、黒字で非常にもうかっているところたくさんございます。ただ、議員さんがおっしゃるような、いわゆる一般財源を持ち出しているところも非常に多いということは、もう否めない事実でございます。

そんな中、当町にとりましては、やはり目的、先ほどのトイレ休憩とか、アンケートにもたくさんございました。おっしゃるとおりなんですけども、そんな中で、やはり私としては当町にとって活性化への道ということで、これを一つの方法手段ということで、道の駅を進めていく必要があるというふうに申し上げておるのは、従来どおりでございます。

また、平成26年度につきましては、もう度会町の道の駅の構想につきましては、まず、一步一步と思っておりますので、住民の皆さんへのアンケートは実施はしました。どのように考えているからアンケートをとということでございますが、前にも申し上げたように、アンケートがあくまでどんな世論でも、世論調査、アンケートは参考の意見として取り上げさせていただいて、それを無にせず、しかしとり上

げをさせていただいて理解をした上で実践に組み込んでいくというためのアンケートだということを、御理解をいただきたいと思います。

それから、まず、住民のアンケートを実施して、その結果が出ましたけども、今後それを参考資料として検討しながら、これを今、平成26年度、先ほども申し上げましたように、政治はとまりませんので、私としては平成26年度で構想を、道の駅構想をまとめる上げるところまでにしたい意向で進めております。

現状では、担当課である政策調整室を中心に、この議会中、ちょっと3月10日にも内部検討会議開きましたけども、職員にも理解してもらいながら、内部の検討会議を慎重に協議をしながら、年度内に、この3月中ですか。もう間もなくですけども、もうまとめ上げて、集約する方向で進めております。

私も、町議会の議員の皆さん方も、6月の選挙を控えておりますので、まず、6月まではまとめ上げた構想を保管しておきたいと、このように考えております。

以上、そういった答弁で、具体的な答弁は避けたいと思いますので、よろしく御理解のほどを。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） 先ほど町長さんの答弁で、納得というわけじゃないんですけども、昨年、ちょうど1年前は、当初予算に道の駅の予算が載っておるということで、それに対しての議会としてのさまざまな議論、町長さんとも議長さんとも話し合いを持つ中で、最終的には道の駅の予算を執行するときは、議員の承諾というか、議員に諮るということで付帯決議みたいなつけて、了解をしたわけなんですけども、今年はそういう道の駅構想についての予算も何もついていないので、どういうふうなんかなという思いもありました。

道の駅構想については、先ほど町長さんから三選に向けて出馬という表明されたので、その後の、それからの取り組みについて、また見守っていただけると、そういう思いがしております。

それと、道の駅構想については、これで終わらせていただきますが、引き続き、ふるさと納税です。

ふるさと納税制度ができてから、各市町が競って我がまちに納税をしていただきたいということで、地元の魅力ある商品をお礼として考えています。

私は、一番最初ふるさと納税ということで知って驚いたのは、長野県の阿南町で、3万円納税したら、米60キロをお礼として、村おこしができること、そのような報道をされて、一番びっくりしたわけなんですけども、その中で、阿南町では休耕田が、度会町もそうですけども、休耕田を耕作して、米を農協じゃなしに阿南町が町で買っていただくほうが高いということで、休耕田も随分なくなったような報道も聞いております。

度会町のふるさと納税のお礼の品としては農産物というか、食品が非常に少ないように思います。ちょっとインターネットで度会町のお礼の品を見させていただいたんですけども、もう少し度会町としての魅力あるものがないかなと、私もずっと考えましたけども、なかなか度会町残念ながら、魅力ある商品というか、農産物にしる、少ないのが現状です。その中で、唯一というか。ブルーベリーとか、これはミルキークイーンですか。これもお礼として載っていますけども、ミルキークイーンが特別なお米かどうか、私も余りわかりませんが、百姓やっていますけども。もっとコシヒカリとか、一般的なものを、もっとお礼としての検討をしていただければ、どうかと。ふるさと納税について、一番最初、うろ覚えで申しわけないんですけども、町長余り積極的ではなかったようなところが見受けられたんですけども、それこそふるさと納税をもっと積極的に取り入れて、度会町に活気をもたらしてもらおう。活気をもたらしてもらおうというか、そういうことを真剣に取り組んでいただければと思います。答弁をお願いします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの芝山議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

ふるさと納税については、食品類の商品を多く、もっとしてはどうかということの質問だと思います。それと合わせて、今、町長がふるさと納税につきましては、非常に積極的に進めてないということを上げられましたけども、それはある程度の事実でございます。というのは、私は最初のふるさと納税の趣旨、目的、議員さんも同じ思いの方も見えると思うんですけど、今の現在の状態のふるさと納税というのは、ちょっと行き方が間違っているかなと思いましたが、これぐらい1次産業が低迷して、打開策がなく、地域の特産物とか、農産物を前面に押し出して、ある町なんかでは、今言われたような米を必要以上に出されているというような過剰現象も出ております。したがって、国のこれを決められた、ルールを決められた方は、ちょっととめるところと拡大と、いろいろ考えないかなというものを思っておられへんやないかと思っています。だから、そういう意味では、私はふるさと納税というのは、本来の趣旨はふるさとを愛して、その人らが趣旨を目的として、尊重して、その制度を進めていこうということで、決して、積極的、消極的という問題じゃなかったんです。

ただ、そういったことの中で、いろいろこの制度が、どんどん各マスコミも取り上げていただいて、どんどんいつの間にか減税という、ふるさと納税の税金の制度との兼ね合いとの境界がわからなくなったり、地域特産物の農業振興との壁がわからなくなっているところであれば、当町もしっかりと乗っていこうかということが、遅まきながらそういう形でいこうかなということになりまして、これから、まだまだ具体的な方策を検討して、これは夢を売って、こういう地域特産物だけで発想す

れば、まだまだいろんな手が打てると思っておりますので、まだ、本当、初歩の段階かなと思っております。

そんな中で、県の南部活性化の事業におきましても、この南勢志摩地域のやはり発展、観光と産業を結びつけたということの中、それから、国の地方創生がスタートしたということで、そういったことの中での南部地域の、度会町だけではなくして、地域の特産物の販売とか、地域の農林水産物の振興からも取り上げておりますので、それをこの南勢地域の観光と産業のPRや活性につなげていこうやないかということで、平成27年度から市町が、有志の中でやっていくということになってまいりました。そんな中で、そういうことが出てきますと、やはりふるさと納税の推進のために、近隣町村を見ると、御存じのように玉城町、相当な全国的にも有名なぐらいやられておりました、そういったことも含めまして、度会町も12月からカードの決済、コンビニ収納という踏み切りをさせていただきまして、議員さんのおっしゃる食品類のみの拡大ではなくして、今後、やる以上は、地場産業の振興や地域特産物の発信とか、それから配信をかねて地元の物づくりのいろんなステンレス製品やとか、陶芸の中にも非常に一生懸命地場産業を頑張っておられる方が見えますので、そういった頑張りを、この角度から切り口でいこうということ、一応結論づけたような感じでございます。もちろんほかの切り口もたくさんあるんですけども、そういった中で、一つそういった品物をそろえながら、まずは、いらっ茶いわたらいのアンテナショップでの商工会による協力によって取り組みを行っておる最中でございます。

そういった中で、これからふるさと納税も、品目を拡大をしながら、また、議員さんのおっしゃる魅力ある物産づくり、これも先ほどちょっと所信の一端で、ちょっと言いましたけど、安全・安心な小さな生産地づくり、決して米と茶、これはもちろん伝統の産物は守らないけませんけども、やっぱり攻めの、これから小さくても安全・安心な食の文化に対応するような生産地づくりを進めていくと一緒に、魅力ある、このまたふるさとの、この品目の中へ、そういったものを少しでも取り込めるような切り口も入れて進めていきたいと思っております。

現在のところ、関係、担当課の連携によりまして、決して一過性にならないように、これはブームで終わらないように、創意と工夫によって継続を目指して、増加しておるふるさと納税者の方々への心からのふるさとの発信を努力してまいりたいと思っております。

また、報告としましては、伊勢わたらい茶は、これはもちろんでございますけども、ブルーベリー、それからジャムです。それから米、米につきましては、先ほど御指摘ございまして、なぜミルククイーンかというのは、まだまだこれを始めて本格的取り組みも、今、始まったところでございますので、今言われたようにコシ

ヒカリというようなこと当然、おいしい米づくりを度会町各地域でやっております。日ごろから、いつも申し上げておりますのは、やはり産物をそういった地域特産物で、こういうところのふるさと納税の品目に加える以上は、地元の皆さんの理解を得て、私いつも言うんです。もうコシヒカリという言葉は全国的なんで、だから、コシヒカリの何々という名前を、一つブランド化につながるわけですけども、そういったことを、一つ地域でお願いをしていくように、各担当課にも指示をして、積極的に進めていきたいと、米については思っています。ミルキークイーンだけではないということもおっしゃるとおりでございます。

それから、林産加工物です。山がもう85%もある、こういう山と緑のまちですんで、そういったことの中で、この間から数珠なんか、杉の、伊勢神木です。そういったものを活用した数珠とか、それから箸、銘々皿、まな板等を、こういうのを徐々に、このふるさととのところで扱いながら、地域特産物としての位置づけを確定していきたいなと思っておりますので、こういったものも品目に加えております。事実、数珠は非常に人気があるそうでございます。まだ、2カ月ぐらいですけども、それから陶磁器の用品です。これ置物、小鉢、それから花瓶と、こういったものも町内にかなり頑張っておられる方も見えますので、そういった地域の振興もかねて作っていきたい。また、物づくりと申し上げましたように、ステンレス製品も立派なものを作っておられる方も見えますので、こういうものを活用しながら、合わせて地域の産業と観光につなげていきたいと、このように思っております。

現在のところ、私に報告をもらっておりますもので、平成26年度の2月末の集計でございますけども、あえて数字を申し上げますと、5,000円から1万円ぐらい、それから5万円から10万円の、非常に今までと違って、小口が多いのが非常に特徴になっておりまして、計、今285万5,000円というような納税を受けておりまして、担当課も頑張ってお互い効果も出していただいております。私も積極的に、本格的に進めてまいりたいと、このように思っています。

したがって、平成27年度の当初予算におきましては、御審議をいただいたわけですが、ふるさと納税額もかつてない、500万円といたしますと、玉城町からすると、本当に小さなものですけども、度会町にとりましては積極的な段階で、ふるさと納税の趣旨を少しずれてもやって、地域特産物を進めていこうかなということで、地域の連携をして、南部地域の皆さんと一緒に、お互いにグレードアップをしていくという形で500万円ということ、期待を込めて計上いたしております。現実にこの数字を上回るように、議員さんからまた「何じゃ」と言われんように、関係課を中心に、これを機に成果が上がってくるように、しっかりと推進をしてみたいと思っておりますので、どうか議員の皆さん方にも、今後とも御協力、御支援をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） ふるさと納税について、これから積極的にもっとかかわりを持っていきたいという答弁を得ました。これからますますふるさと納税というのは、もっともっと魅力ある商品で、競い合いが出てくると思います。隣の南伊勢町です。これも新聞にこれ載っていたんですけども、ことしは当初予算3,650万円を見込んでおると、ふるさと納税の業務委託。これは大阪市が公告出版社で委託したら、もう11月の1カ月は820万円ほど寄附があったと、そういうこと新聞に載っています。度会町の町民です。そういうよその魅力ある商品に引きずられて、そちらのほうへ納税をされないような、もっともっと逆に町内から、度会町って魅力ある商品や、まあ商品ばかりじゃないかわかりませんが、そういうものを発信していただいて、たくさんの納税をしていただけるように頑張ってもらいたいと思いますし、また、町長はそんなよく日本一の清流宮川ということ、言葉にして聞きます。食品だけじゃなしに、そういう日本一の清流の宮川という、そういうものをうたって、夏に川下りとか、そういうものもいろいろ検討して、これからはふるさと納税について取り組んでいただきたいと、ちなみに、これはこれも新聞報道ですけども、参考にして、見ていると思われませんが、2月16日ふるさと納税についてということで、長崎県の平戸市です。これは12億7,884万円という、12億円からのふるさと納税があるということで、この中にはいろいろなことも載っています。墓の掃除とか、そういうものもついているんですけども、これとふるさと納税は、これからサラリーマンの方の簡単に申告に行かなくても、わざわざ申告に行かなくてもふるさと納税ができるように見直しをするということも新聞に載っています。確定申告は原則不要となると、そういうことであれば、ますます本当、ふるさと納税に対しての3万円ふるさと納税して、先ほどもちょっと言わせていただいた米の60キロ、阿南町です。返ってくるというようなことがあれば、度会町から納税がどんどん減っていくんじゃないかなということ、心配しています。そういうことのないように、度会町としての魅力あるものを見つけていただいて、ますますプラスになる方向で検討していきたいと思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（中村 忠彦） 以上で、芝山延男議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時10分休憩)

(10時19分再開)

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

続きまして、10番 福井秀治議員。

《10番 福井 秀治 議員》

○10番（福井 秀治） 10番議員の福井秀治でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告させていただいております、介護保険について、町長に質問をさせていただきます。

平成12年から高齢者の寝たきりや認知症、その当時は痴呆と呼ばれていましたが、それらの介護の問題を、社会全体で支え合っていこうという趣旨で始まった介護保険であります。当時の当初予算の額が3億2,000万円余り、65歳以上の保険料基準額が2,700円、高齢化率が21.66%でありました。15年たった今は高齢化に伴い介護保険の利用者がふえ、費用が随分増加しております。平成27年度の度会町介護保険特別会計では、当初予算額が8億3,152万4,000円と、約2.5倍、そして、高齢者の保険料基準額は、今、3年毎の見直し改訂により5,300円、これも約2倍となっております。ちなみに、高齢化率は2月28日現在で29.96%となっております。8.3%アップしており、約700人程度の高齢者が増えておるということであります。

そして、ここにきて、大きな変更が進められようとしております。それが、要支援1、2の高齢者向けのサービスの一部を市町の事業に移行する制度改正であります。介護予防・日常生活支援総合事業と呼ばれ、事業所のサービスだけではなく、元気な高齢者に支える側に回ってもらい、NPOやボランティアとしての担い手となって、地域の住民同士が助け合う仕組みをつくるものであります。度会町を含めて、人口減少と少子高齢化が著しい小規模自治体におきましては、担い手づくり、その確保が大変難しく、そのため受け皿の整備等に時間が必要とのことから、平成29年4月まで実施への猶予が可能となっております。

三重県において、この制度改正に平成27年度から移行するのが桑名市、名張市、玉城町の3市町だけあります。このことから、この事業の難しさを物語っていると思います。やはり充分な態勢を整えてからではないといけないと思います。そして、取り組み次第では、サービスの質、量に地域間において格差が生じることが考えられます。

中村町長は、以前より元気な高齢者が介護する側に回って支えていくようにしなければならないと、何度かおっしゃられていたことを、私は記憶しております。町長の以前からの考えは、そのまま行政の仕組みとして実現するわけでありまして、町として、事業の趣旨、内容等、住民への周知と仕組みづくりに向けて、どのように進めていかれるのか、お聞かせください。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの福井議員さんの質問でございます。お答えをしたいと思っております。

介護保険についてでございますけれども、今回の介護保険制度の改正では、団塊の

世代が75歳以上となる2025年に向け、重度な要介護状態になっても、高齢者が住みなれた地域で生活を維持するために、介護保険制度の持続性を高めて、地域包括ケアシステムを構築することが求められております。そのため、平成27年度から平成29年4月までの経過措置を含めた移行期間に介護保険サービスの予防給付の一部、そして、介護予防、日常生活支援総合事業、議員さんがおっしゃったような要支援1、2の地方自治体の移行ですか。そういったことの、いわゆる新しい総合事業に移行していくとされております。

当町としましても、なるべく早くといいますか。平成28年度4月に新しい総合事業への移行というのを予定しております。平成27年度は、まず、その移行への準備を進めるとともに、住民の皆さんへの周知を図るために介護保険改正と、総合事業への移行についての講演会というのを開催する予定でおります。

そして、これも平成27年度予算に計上させていただきました。また、議員さんのおっしゃる仕組みづくりにつきましては、毎月1回開催をしております地域ケア会議におきまして、町内における社会資源の洗い出し、また地域課題についての意見交換等を今、行っているところでございます。その中で出していただいた意見を集約、検討して、自助・共助・互助・公助をつないだ仕組みづくりを目指していきたいと考えております。

御質問にあります受け皿の整備等につきましては、従来から、私も今、議員さんおっしゃったように言っておりますけど、元気な老人の方が、非常に御不自由な方とか、ちょっと弱気でいらっしゃる方とか、そういった人をお互いに救い合って、相互の精神でというようなことで申しておりますけども、災害対策のほうも、実はよく似たように自助、やはり共助、公助となっておりますが、今回の国の見解では、そこに互助というのが加わっているのが新しいかなと、私のかねてから申し上げておるように、現場をやっぱりよく見据えた上では、互助の役割というのが、非常に大変重要になってくると思います。お互いに相互の扶助の精神というのを、やっぱりやっぺいいかないかんと申しております。

また、地域の福祉の向上というのは、私のもう自分の考えでは、やっぱりお隣同士、そしてから隣同士だけやなしに、その地域の中でお互いに助け合うと、行政で役割を担っていただくような民生委員さんばかりでなくして、全体でやっぱり支えていくようなやり方、もういつも申し上げるように、隣で非常に社会のきずなが希薄になっている社会の中で、隣に、自分の隣に65歳以上のお年寄りの方がいたときに、夜になったら電気がついているというぐらいを見届けると、ああ元気で頑張ってみえるんやなというような地域福祉向上というのを、決して施設づくりだけやなくして、そういった心のケア、支えるというようなことを、これから度会町も目指して、一步一步、すぐにはなかなかまいりませんがやっぺいやっていって、要支援の方

を中心にみんなが地域で支え合うと、そのような市民づくりをいきたいと思っております。

また、その担い手につきましては、やはり度会町でも高齢化社会を迎えておりますので、しかしながら、65歳以上の高齢者の方々、かなり元気でいらっしゃいますし、平均寿命は延びておりますので、こういった方々の力を生かしていただけるように、社会福祉協議会や介護保険サービスの事業所等と連携をしながら、やはり度会町独自のカラーを出すような地域を支えるような仕組みの、地域福祉向上を目指していきたいというのが、私の考えでございますし、そういった行政としては、その方々が活躍をしていただけるような場づくりと、それから介護予防のボランティアの養成、育成の強化。また生活支援のコーディネートを中心に、町内の各種の団体や事業者等による、仮称生活支援サービス協議体というのを組織して、先ほど濱岡議員からもお話がありました切り込み口は違いますけども、買い物支援等の協議を行って、継続に地域の支え合いというのを強化することで、地域の包括ケアシステムの構築、国がいう、そういったことを、私はある意味では、国は非常に在宅介護という理想を挙げておられますけども、これは最も老齢を迎えたの方々にとっては本望でございますけども、逆に言えば、地域のほうのやはり支援をする財政面とか、いろんな体制づくりがかなり苦しくなってくるという状態を、これから迎えていくのに、ますます地域福祉は難しくなりますので、この地域包括ケアシステムの構築をしっかりと、ネットワークを築きながら、これから地域の福祉に尽力を、また、皆さん方の御支援、御協力もいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（中村 忠彦） 福井議員。

○10番（福井 秀治） 答弁まことにありがとうございました。

本年度より、度会町では、第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画がスタートいたしますが、この基本理念であります、「みんなが満足して自分らしく生きることができる町」と掲げております。地域でお互い支え合う地域づくりに向けまして、行政と住民双方の力量がある意味、問われていると思います。素晴らしい福祉の環境となるよう期待して、私の一般質問、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） 以上で、福井秀治議員の質問を終わります。

続きまして、3番 登喜三雄議員。

《3番 登喜三雄 議員》

○3番（登喜三雄） 登喜三雄です。

議長の許可をいただき、町長に「国の示す地方創生策も勘案しながら、進むべき度会町の将来をどこに導こうとするのか」について、質問をいたします。

本日、一般質問のしんがりを務めさせていただきます。お疲れのことと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、まち・ひと・しごと創生法が成立し、都道府県とともに市町村においても、5カ年間の「地方人口ビジョン」と自立性、主体性を発揮し、地域の実情に沿った「地方版総合戦略」を定めることとなりました。この「地方版総合戦略」について、国は地方の後押しをしていくために、人材・情報・財政面での適切な支援を行うとともに、私たち地方公共団体の議会においても、策定・効果検証の段階において、十分な審議が行われることが重要であるとしております。

昨年6月定例会において、私は日本創成会議が警鐘を鳴らした25年後、全国で896の自治体が消滅するといえます。「伊勢市も含め三重県南部地域に13の消滅可能自治体が存在し、その中に数えられ、約3,000人が減少する度会町の将来施策について提言し、町長さんと議論」をしてきたところでございます。

今回、このことを契機に、国は法律をつくり、平成26年度で3,200億円、新年度、平成27年度では1兆4,000億円の予算案を計上し、その対策に本腰を入れようとしています。これらのことを背景にしながら、私の任期最後の一般質問として、改めて、「度会町の地方創生、すなわち人口減少に向き合う町の将来をどこに導こうとするのか」について、町長の考えをお尋ねいたします。

消滅可能自治体に位置づけられる本町も、各集落コミュニティの皆さんとともに、少子高齢化を伴う人口減少に逃げることなく、正面から向き合うことが大切です。このことが農林業をはじめとする町の経済、公共土木等のインフラ整備、教育、社会的弱者への福祉対策、それに財政の基となる税政も全てが見えてまいります。もちろん今日まで町長が常々、「創意と工夫」を信条として町政を担っていただいていたと思いますが、先ほど町長は来期への出馬を表明されました。

今、戸惑うことなく、度会町の将来像を示されることと思いますが、二つの質問をいたします。

まず、一つ目の質問にお答えをいただきたいと思います。

質問1、度会町における25年後、2040年の人口推計値と、この推計値から見えてくる将来像をお聞かせください。

人口推計につきましては、字別年齢階層別人口、これは国立社会保障・人口問題研究所の推計方法によるものから、それぞれの集落の特徴が見えてまいります。限界集落、消滅可能集落の傾向を示す集落は、本町に存在するののかについて、お尋ねをいたします。

いわゆる限界集落とは、社会学者、大野晃氏が提唱した過疎などによって、65歳以上の高齢者の割合が50%を超えるようになった集落のことを言います。農作業をはじめ、社会的な共同作業が困難になった共同体としております。

また、消滅可能集落とは、消滅可能自治体として、日本創成会議が提唱いたしました。2040年までに20歳から39歳の若年女性が半減し、行政機能の維持が難しくなると見られる自治体でございます。

ここでは、自治体を構成する各集落に置きかえて分析をしていただきたいと思います。

将来像、これにつきましては、次の視点に対する所見をお尋ねいたします。

まずは、農業に所得を依存できなくなり、農地は放置されていく。約400タールの水田と、250ヘクタール余りの樹園地はどうなっていくのか。私の脳裏には、次のような姿が浮かんでまいります。

ア、水稻、茶栽培ともに農家数が激減する。一俵当たり1万円を割る米価では、水田農業は経営破綻いたします。茶価、お茶の値段は横倍であっても、労働生産性から後継するものは、淘汰されていきます。この結果、農地は荒廃し、獣害・害虫被害が居住空間に及びます。半数近くが空き家となり、家屋の崩壊が進みます。ため池が管理されなくなり、流域小河川が荒廃し、集落に洪水被害が及びます。ほとんどが農家林家のため、おのずから山は荒れていきます。

イ、高齢のため、自動車の運転ができなくなり、買い物難民、また給油難民が増加いたします。経営面から民営バスが撤退いたします。

エ、園児が少なくなり、保育所の統合が必要となります。集落から子供の声が聞こえなくなります。

オ、多くの在宅介護は70歳以上の「老老介護」となっております。

カ、開業医が後継されず、いなくなってしまう。

キ、光通信網もなく、急速に進むIT化に後れをとっております。

ク、当然、役場の規模は縮小され、職員数が半減いたします。反面、ケ、うわさされております巨大地震、気候変動による人口移動が起きるやもしれません。将来を見据える力と覚悟が必要になってまいります。決して、町長一人に頼るものでもありませんが、まずは、中村町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

まず、一つ目の質問でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 登さんの御質問にお答えをしたいと思います。

たくさんの課題、見えている課題と思えますし、今現在、INGで進行している取り組みもありますし、今後の課題も多くございます。やっぱり多く山積している課題の一つ一つが、これからのビジョンを見据えてやってく問題だと思っております。

その中で、まず、人口のビジョンの観点から、平成26年5月におっしゃるとおり、日本創成会議で1,800自治体のうちの2040年には896の市区町村が消滅の危機にある

という推計が発表されました。この人口推計による全国自治体消滅論が、非常に日本列島に衝撃に悲観論として伝わりました。

今後、国や県地方自治体が取り組むべき日本社会における最重要の行政課題というのが、指標として問題提起をされました。

また、度会町も例外ではなく、近隣町村ともども、データ上は消滅のおそれのある自治体の一つの中に入っております。地区別の人口推計につきましては、当町の政策調整室も独自に算定をいたしておりますが、日本創成会議のデータによりますと、2010年の総人口が8,692人と、2040年になると5,630人というふうに推計をされております。特に、おっしゃられた20歳から39歳の女性の人口も、2040年には、度会町では414人となり、もちろん50%以上の減少率となっております。データで出ています。私としては、自分のふるさとが消滅するというのは考えたくもないし、考えるつもりもございません。むしろ、この消滅しないように、何とか解決策を、日々、一步一步見い出していく努力をしなければいけないという、プラス思考の立場で捉えていきたいと、これから考えております。

登議員さんのおっしゃる、アからケまでの政策課題。これもおっしゃるとおりでございますし、この中でも、幾つかは今現在、政策で取り組み中もありますし、また、今後、これからまだ白紙の状態というのもありまして、もう気も遠くなるような2040年を見据えると、私も決して若くございませぬので、その先を見据えてしっかりと皆さんにお示しするということは、かなり困難を極めるとは思っております。ただ、先ほど言いましたように、やはり日々政治というのはとまることなく動いておりますので、必ず、いい何かを政策を解決すると、すぐに行政課題の一つとして、住民の皆さんから、もう一つ要望が出てくる、湧いてくるというのが、これはもう日常生活だと思っておりますので、日々が一步解決ということで、地方創生という言葉も始まりましたら、我々議員さん方、また住民の皆さん方と毎日毎日を努力しているわけでございますので、決して、新しい取り組みとは、私は思っておりませぬけども、課題として挙げるとしたら、アからケまでのやつを、なるべく現実に向くようなことをビジョンを挙げて取り組んでいかなければならないと思っております。

特に、この現時点でも、非常に力不足でございますけども、アからケまでの取り組みがなされておりますけれども、残念ながら、このゴールがしっかりと見えるような政策解決というのは不十分となっておりますのが、現実となっております。しかし、これに負けてはおりませぬので、しっかりと解決に向かっていくという気でいきたいと思っております。

特に、国が地方創生を掲げたということは、私は竹下内閣のふるさと創生以来であり、まず、それが始まるというふうに位置づけをしてもらったこと自体は、高く評価したいと思っております。

ただ、やはり1,800ぐらい近くある自治体で、人口減少論、消滅論がある中では、やはりそれぞれの国、県ももちろんでございますけど、御指導、御協力のもとに、やっぱり自分たちのまちは自分で守るんだというような、姿勢で取り組みを気概でやっていかないと、これからなかなか度会町の将来像も相当難しくなってくると思いますので、何か、まず安全な安心のまちづくりにする安定した、私の所信の一端で申し上げましたような、まず身の丈相応なまちづくりをやり、税制収入とか、財政、脆弱な財政上のことを勘案したことで、それをもとに示すビジョンでございますけども、そういった所信の一端で申し上げた、各種まちづくりのビジョンを掲げて、そこから具体的に実践的な政策をとり上げて、現実的な政治を目指していくというのが、私の目標でございます。やはり政治は生活の場を安定するということで、現実に捉えていっておりますので、そういったことを目指していくことで、度会町の将来像というのが見えてくるんだと考えております。

ですから、生活現場で住民の皆さんから、少しでも度会町に住んでいてよかったなというような幸福感というのが、少しでも皆さんから、我々行政に伝わってくる。また、我々から、またそれを伝える可能な社会像を目指して、一生懸命全力傾けて頑張りたいと思っております。

申し上げましたように、具体的には、登さんのアからケに抵触をしますけれども、今、時期がこういった時期でございます、私もあと3カ月、やはり今の残されたところを一つでも解決して、次へ進んでいくというステージでございますので、具体的なことは、また次の段階でお答えさせていただきますが、一つ例を挙げますと、登さんがおっしゃることを重複しますが、税収入の確保、それから若い人たちの定住、そして社会の雇用の安定、地域福祉の向上、1次産業の復活、特に、1次産業の復活。それから、地場産業、中小商工業者の皆さんの充実化、農業振興による6次産業化の推進、なかなか6次産業というのは、儲かるのも難しいんですけども、たとえ一つでもと思って、今現在も取り組んで、これからはもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

また、農業の目指す。私は、二つの方向性をビジョンとして挙げておりまして、もともと前から、集約化を目指す国からの指導で行っておる農業の法人化、それから認定農家の育成、担い手、若い農業就労者の発掘、それと、もう一つ加えて、準過疎化の指定を受けられないというような、中山間地域の中でも非常に中途半端地域な立場におりますので、やはりみずから、この大地を守る小さい農業にも光をとるという思いで、食の文化時代を迎えて、安全な安心の農産物づくりによる小さな生産地づくりというのを、茶と米だけじゃなくして取り組んでいきたい。それにはJA伊勢さんとか、これからTPPもございますけども、農協さんの行き方も、恐らく私は今、転換期を迎えていると思っておりますので、そういったJAの指導者の方々の考

え、思いが、我々地方の行政とかみ合えば、お互いに連携協力をしていきたいというのが、私の本音でございます。そういった生産地づくり等をしっかり地域のカラーを少しでも出せるように、もう一つステージを求めて頑張っていきたいと思いません。

これからのまちづくりの事業が、多くのハードルを克服してこそ可能となって、成し遂げられるものと思っております。したがって、行政だけでは達成していくことは、困難をきわめますので、集落の消滅論に決して悲観にならないで、今後、地域の皆さん方とともに頑張っていきたいと考えますので、議員の皆さん方も、今後、また新しく審判を受けられまして、私も審判を受ければ、御支援、御協力を一つお願いして、ともにこの度会町の将来のビジョン見据え、頑張っていきたいと思いませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

課題については、同じように認識をしていただいたものと理解をいたします。

また、ある意味、力強い御答弁をいただきました。私も、決して悲観論を助長しようとしているものではありません。34集落、二つの自治体の皆さん方が、自分の集落、コミュニティの10年、20年後の人口推計値と向き合う、そこから我がコミュニティを持続させるにはどうしたらよいか。共通の志が生まれてくるものと思いません。

特に、若者や女性の皆さんと車座になって議論する場づくりに一考していただきたいと思いません。時に応じて議会も手分けしながら、この輪に加えていただければうれしく思いません。

ここで、人口減少社会における人々の暮らしを支える新しい公助、共助の仕組みが生まれることに期待をいたします。

1点だけ、お答えをいただきたいと思いません。

先ほど来、数字を並べさせていただいておりますけれども、社人研のデータ、また日本創成会議のデータがございます。それらを34集落に置きかえたデータを、各集落の皆さん方にお示しをいただきたいと思いませんけれども、先ほど町長は、内部でもそういう数値を把握しつつあるというようなお答えをいただいておりますが、その点について、1点だけ改めてお答えをいただきたいと思いません。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 将来の人口像ということで、あくまで、日本創成会議のお話を申し上げましたけれども、うちも政策について、そのデータは一応出させてもらっています。ただ、これは非常に単純なデータですので、日本創成会議でいろいろ基準になる試算です。それに人口率とか、いろんな要素があるんですけど、それを掛

けたやつを今、出しております。ただ、これを今、議員さんがおっしゃったように皆さんにお示ししてやるというのは、今後、そういったことがまた関係課と検討して、お示ししていかどうかという、データも出ております。例えば、これが本当に単純ですので、こういうデータを読んで、やはり間違っただ道へいくとか。そういったことになりますんで、慎重にしたいと思います。ただ言えることは、俗に言われる、いわゆる集落を維持できないようなコミュニケーションがなかなかうまくいかないような地域というのが、恐らく日本創成会議の、先ほど言いました、最初の八千人といいましたけれども、あの時点では、1地域はそういう高齢人口50%以上に該当する、非常に何をやるにしてもやっていくのが困難なというような地域です。あえて限界集落というような言葉は使いたくございませんので、そういったことで、非常に困難になる、コミュニケーションが非常に困難になるという地域は1地区ですけども、2040年のビジョン、あくまで単純計算ですが、度会町では50%以上を上回るというところが、現在のところでは6地区ぐらいはございます。旧村でどことどこということ、ちょっと今、私が軽率に申し上げるわけにもいきませんので、これを聞かれて悲観論になっていくと、また非常に困りますし、やっぱり元気で頑張っ、さっきの介護保険ではございませんけど、元気な老人とか、若者がこれから定着して、この度会町を変えていこうというような姿勢につなげて、どんどん目指して、将来にいけばいいと思っていますんで、あえて、検討させていただいて、きちっとデータを出しましたら、このようなお示しを、どの程度、例えば区長がどれにもお配りしていいのかというのを、慎重に検討してから、私がここで一存で、はい、わかりました。渡しますということは、ちょっと控えさせていただきますんで、ずっとデータの的には既存でやっておりますんで、あえて申し上げますのは、6地区ぐらいがそういった該当に当たるかなということと。

それから、パーセンテージですので、恐らく、例えば45%とかになれば、もう恐らく45も50に近いんやと思います。それを入れますと、やはり全国の農政の会議によるように、非常に度会町も消滅する、非常に近い集落になっていくんじゃないかという懸念は、十分持っておりますし、そういう危機も感じておりますので、そういったことを踏まえまして、このデータを、また情報的に公開していくかというのは、これからの問題にさせていただきたいと思っておりますんで、よろしく申し上げます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

私も悲観論ばかりに陥ることなく、集落の皆さん方と将来について議論をしたいと思っております。

ただ、皆さん漠然とは、私が先ほど申し上げましたような、そういう時代が来るのかなというような課題は認識されていると思っておりますけれども、やはり行政が腰だ

めで行政をやってはいけないと思います。やっぱりデータと向き合う、そういうことが大切だと思います。集落の皆さん方もそうだと思います。ぜひ、その推計値につきまして公表していただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、二つ目の質問です。

質問2、地方版総合戦略をどのように描くのか。また、その事業展開について、お尋ねをいたします。

町民の皆さんは愛する度会町が持続可能な度会町であってほしい。町民のこの願いに向けて当面の施策を考える大切な時期を迎えていると思います。手をこまねいては、25年後、36の集落コミュニティを守れません。国は地方創生について、積極的な対応を求めています。本町も平成26年度補正予算として、プレミアム付き商品券を提案されましたが、これは緊急的、限定的な効果しか期待できないように思います。そこで国の示す政策4パッケージ等を内閣府のほか、総務省をはじめ七つの省が示す252の事業を勘案した度会町の地方創生戦略をどのように描くのか。今回、非常に短い期間において、平成26年度補正予算を提案された、その概要と策定過程での苦心をお尋ねいたします。

他方、私は、度会町が生き抜くためには、雇用の確保が最も重要だと考えます。このために、独自の地方創生策として、「新規産業の企業を目指す研究機関」を造れないかを提言いたします。

一昔前、ウッドフィールド研究所なるものがありました。一例を挙げますと、お茶の「やぶきた」に替わる種の発見を目指す、20年も以前、自販機による茶の販売が提案されました。機会を逸した思いがよみがえります。そのほかササユリの鱗片栽培、度会の草木染めの研究などに取り組んだことがありました。きょう締めてまいりました、このネクタイが茶染めによるものでございます。今でも私の宝物です。

これからは、再生可能エネルギーを活用した。例えば防霜扇に代わる茶の栽培、また、さる大国が大豆を大量に買い占め、日本のみそ、しょうゆの生産が危ぶまれているそうです。コメ以外の新しい農地の利用など、産学官がコラボした研究が6次産業化による起業を促し、雇用の場を提供することとなります。

さらには、町内の商工業者の皆さんが、今日まで独自に蓄積された技術面で、異業種間的な交流を図る仕組みをつくる。ここからも新しいビジネスチャンスが生まれてまいります。町民の皆さんの知恵や行動力を借りようではありませんか。ぜひ、仮称新ウッドフィールド研究所の設置を提案いたします。このことは252の国の事業メニュー、国の心を動かす提案となります。町長の論評、コメントを求めます。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、二つ目の質問にお答えをしたいと思います。

地方版のこの総合戦略をどのように描いていくかという事業展開をお尋ねという質問にお答えをしたいと思います。

国の地方創生の地方版となります、総合戦略は、平成27年度中に作成する目標になっておりますが、当町では、その時期に、当町自体の後期総合計画の作成の時期にも、平成27年当たっております。したがって、私の本音でございますけれども、地方創生の総合戦略版というのも、非常に大事ですんで、これは立てていきたいと思いますが、せっかくやはり地方自治体の中で独自に前期・後期にわけて総合計画を立ててまいりました。したがって、度会町としましても、国がいわれるのはおっしゃるとおりだとは思いますが、地方総合版戦略という計画と、後期総合計画というのは、同一にやはり、一緒のように立てていかなければならないと思いますので、そんな中で二つの計画が、うまく重なり合うというような重要な年となりますので、整合をしながら二つが進んでいくような計画の作成をする必要があると思います。決して、その中では、いつも申し上げているように、財源、脆弱な財源の中でございますので、皆さん、住民の皆さんはこれもしてほしい、あれもしてほしいという気持ちも、非常によくわかりますので、そんな中から背伸びすることなく、税収入の確保の努力もしながら、当町のこの歴史と文化の実情に即したまちづくりを慎重に進めていくことが大切だと思っております。

今後、議員の皆さん方にも、そういった御協力、御支援と、この中身の検討を加えて、アドバイス等をお願いしたいと思っております。

それから、この担当課の報告によりますと、先ほど議員さんがおっしゃいました、国の地方創生には、二つの流れがございます、一つはおっしゃったように、消費喚起型ということで、地方を少しでも内需拡大のような形で潤うようにという政策の一つでございますし、これも、すぐに我々からすると、前にもこんな政策があったかなという思いはしておりますけれども、やれということで、まず、この一つの政策は、国のほうからもプレミアムつき商品券をと、あるいは旅行券をとというようなことを県や地方自治体のほうにも指示が出ておりますので、やはりこのお金をいただく以上は、度会町も約2,000万円弱、これが出ておりますので、これが議員さんの言われるように一過性のものとか、そういったことで終わりそうな気配もあると思いますけれども、我々としては、やはりこの度会町の、先ほど言いましたような中小商工業者の充実に少しでも役立つように、ここの地域の中を活用した住民の皆さんが、この商品券を使っていただいて、2割ぐらいのプレミアをつけて、内需に少し活力があれば、また町の行政のほうにも住民税をおさめていただくとか、いろんな利益につながると思っておりますので、そういったことで一つ頑張って、今、商工会と検討して、大体いいところまできております。また、ぜひとも一つ御理解と御協力を住民の皆さん方にもお願いをしたいと思います。

それから、もう一つの地方先行型という、これは平成26年度の補正で、皆さん方に何とか審議をいただくという形をして、うちのほうも恐らくこの三重県の29市町、大変慌ただしい政策をいただいて、そして、実行していかなくてはなりません、うちはうちなりに、一応、まず先ほど言いましたように、決して見切り発車をせんような政策をやっていこうということで、内部検討を再三してまいりまして、ある程度の事業をとり上げて、国や県に速急に締め切りが、非常に短かったんですけども、みんな各担当が努力をしてもらいまして、何とかおかげさんで六つぐらいの事業を、この平成26年度中に行うことができるようになりました。

それから、またこの地方創生というのは、やはり国の政策でございますので、5カ年計画という言葉はございますけども、私は実質3年が実践だと思っております。したがって、平成26年はこのように六つの事業をうまく乗せていただきましたけれども、これに満足することなく、やはり平成27年度には、地方版の総合戦略の作成を、うちの後期総合計画と一緒に作成をちゃんとやりまして、その中で水面下で、次の来るべき、うちの、いわゆる将来ビジョンを見据えた事業を積極的に進めていきたいと、平成28年度には本格的になるということになりますので、せっかくこの国の地方創生をうまくうちのところへ利活用しながら、町の発展に少しでも役立つようにと努力をしていきたいと思っております。

それから、最後に登議員さんの提言、非常に懐かしい言葉でございます。私も、町会議員をしていたときに、そういう名称を聞いたかなというような思いがございます。当時、まちづくりというのは、非常に盛んでございまして、この今の宮リバー度会パークは、登議員さんらの全盛のときの一つの賜物だと思っております。先鞭者の努力で、我々が再整備をして、今、時へつないでいる度会町の玄関まで育てております。そんな中で、ウッドフィールド研究所、非常に懐かしい言葉で、私も当時、議員をしておりまして、ぶっちゃけた話が、現実政策を私はよく押しておりましたし、登さんいろいろと非常にロマン的な発想もされまして、すばらしい方だなと思いつつながら、ウッドフィールド研究所を見ておりましたけれども、おっしゃるように、このウッドフィールド研究所というのは、つくるだけが目的じゃなしに、やっぱり中身のあるものにしなきゃいけないと思います。当時、その茶染めができ上がったというのも、一つの成果だと思いますが、大きな成果というのが、私の議員の中では、ちょっと記憶がございません。

したがって、ウッドフィールド研究所というのは、やはり今の産官学ですか、これと商工連携、この言葉につながっていくものだと思います。あの当時のことを思い出しますと、かなり先鞭的な考え方の取り組みをされたんだ。しかしながら、なかなか状況がうまくいかなかったという思いもありますし、私もその時代を生き抜いた一人でございますので、そういった掘り起こしというたら失礼に当たります

けども、そういった、今言われる新規産業の企業を目指す研究機関という名前で、ちょっと角度を変えて言われましたけども、そういったことの質問は、私は自分自身が工場誘致の努力をするというような、誘致努力も、なかなか力不足でまだ成就しておりませんし、それから、また1次産業も先ほど言いました低迷打開、いわゆる1万3,000人も人口があったときには、1次産業が栄えた時代だと思います。そういった地場産業の育成も、非常に不十分であって、満足な結果を出していない状況でございます。それゆえに、今後、この1次産業の復活と、6次産業化の推進、これにつきましては、鹿コロッケとか、あるいはお茶のほうで、先ほどちょっと言われましたけど、お茶のほうで時代を変えて、また6次産業化の一つの頑張りの、ともに地域の皆さんとやる行動力が必要だと言われましたけれども、地域の皆さんの行動力が今この6次産業の取り組みで二つぐらい出ておりますので推進をしていきたいと。

それから、太陽光の発電事業、また風力発電事業につきましては、原子力と違いました、極端な危険度を伴わない、私は再生可能エネルギーとして推進をしておりますし、ただ、この再生可能エネルギーにつきましては、税収の確保につながって、非常に工場の誘致のぐらゐの効力も、今後上げるんやないかと思っておりますので、基本的には山と緑の自然保護を、特に重視しまして、開発と保全のバランスをよく考えた上で、いろんな、また例えば、崩れが出てきて、自然が崩落するような場合は改善を加えながら、こういったエネルギーの推進もして、税の確保に取り組み課題というのがたくさんございます。したがって、自然環境に恵まれた身の丈相応な度会町に合った今後、自然の環境を活用した事業というものにも着眼をしていきたいというビジョンを、私自身持っておりますので、また、先ほど言いましたように、6月に向かって、そういったことを住民の皆さんに新しい策として示しながらいきたいと思っております。

今後、この登議員さんのおっしゃる、今の研究機関の課題につきましても、広角的な視野から、水面下において同時に努力をしてまいりたいと思っておりますので、また御協力のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと答えになるかわかりませんが、具体的なよきアドバイスや意見があれば、今後も耳を傾けていけという御指示もございましたので、耳を傾けながら幅広く進めていきたいと思ひますので、議員の皆さん方にも、どうか御協力、御支援のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

本当に国も慌ただしい時間設定で、地方公共団体も大変苦慮されていることと思ひます。その中でも、少しお答えいただかなかったので、私のほうから紹介をさせ

ていただきますけれども、とりあえず、商品券の話は別といたしまして、平成26年度前倒しの、度会町の地方創生事業につきましては、例えば、町営の有償運送事業、また、宮リバー度会パークの魅力アップ事業、茶園等の再生利用支援事業、また、南伊勢高等学校の活性化事業、度会町ふるさと歴史館事業等々が平成26年度の補正予算で提案をされております。

先ほど来、言っておりますように、大変時間の短い期間で、よくここまで提案されたと評価をさせていただいております。

しかし、ただ、私が提言をいたしましたように、これらの事業を拝見いたしますと、ふるさと度会町が持続するためには、雇用の力をつける必要があると、痛感しております。先々日、私たち町議会一同、獅子が岳山麓に展開されます風力発電現地を視察してまいりました。時代は絶えず変化しております。豊かな自然など、度会町の地域特性を生かしながらも、しかし、新しい技術に裏打ちされた生き抜く知恵が、生まれることにまた今回、提案されました度会町の地方創生事業が、いわゆるPDCAサイクルにより検証、チェックを重ね、さらに、より良い事業、アクションへと展開していくことを期待いたします。

終わりに、任期4年、16回の一般質問の機会をいただきました。お認めいただいた議長、真摯にお答えをいただきました町長はじめ町職員の皆さん、また、欠かすことなく誰かが傍聴していただきました。議場の良き緊張感につながったと思います。皆さんにお礼を申し上げ終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

暫時、休憩をいたします。

(11時15分休憩)

(12時57分再開)

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 芝山 延男議員。

○予算決算常任委員長（芝山 延男） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第1号 平成27年度度会町一般会計予算、議案第3号 平成27年度度会町簡易水道事業特別会計予算（簡易水道統合整備事業に係る予算分）、議案第8号 平成26年度度会町一般会計補正予算（第6号）の3議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、

原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務教育常任委員長より報告を求めます。

総務教育常任委員長 牧 幸作議員。

○総務教育常任委員長（牧 幸作） 報告いたします。

総務教育常任委員会に付託されました、議案第2号 平成27年度度会町国民健康保険特別会計予算、議案第6号 平成27年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算、議案第7号 平成27年度度会町後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号 平成26年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第11号 平成26年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第12号 度会町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例について、議案第13号 度会町課設置条例の一部を改正する条例について、議案第14号 度会町行政手続条例の一部を改正する条例について、議案第15号 度会町税条例の一部を改正する条例について、議案第17号 度会町国民健康保険給付費等支払資金運用基金条例の一部を改正する条例について、議案第19号 度会町いじめ問題対策連絡協議会条例について、議案第20号 度会町いじめ対策審議会条例について、議案第21号 度会町いじめ調査委員会条例について、議案第29号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更について、以上14議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの総務教育常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

総務教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業福祉常任委員長より報告を求めます。

産業福祉常任委員長 濱岡裕之議員。

○産業福祉常任委員長（濱岡 裕之） 報告いたします。

産業福祉常任委員会に付託されました、議案第3号 平成27年度度会町簡易水道事業特別会計予算、議案第4号 平成27年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第5号 平成27年度度会町介護保険特別会計予算、議案第10号 平成26年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第16号 度会町手数料徴収条例及び度会町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、議案第18号 度会町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例について、議案第22号 度会町保育条例の一部を改正する条例について、議案第23号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第24号 度会町指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第25号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第26号 度会町健康診査等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第27号 度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について、議案第28号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、以上13議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

- 議長（中村 忠彦） ただいまの産業福祉常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
ございませんか。

（「なし」の発声あり）

- 議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

産業福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

よって、各常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

これで常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第1号～議案第29号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号から議案第29号についてを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第1号から議案第29号までの討論を打ち切りたい

と思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

◎採決(議案第1号～議案第29号)

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号から議案第29号についてを採決いたします。

議案第1号 平成27年度度会町一般会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第1号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第2号 平成27年度度会町国民健康保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第2号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第3号 平成27年度度会町簡易水道事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第3号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第4号 平成27年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第4号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第5号 平成27年度度会町介護保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第5号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第6号 平成27年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第6号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第7号 平成27年度度会町後期高齢者医療特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第7号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第8号 平成26年度度会町一般会計補正予算(第6号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第8号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第9号 平成26年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第9号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第10号 平成26年度度会町介護保険特別会計補正予算(第4号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第10号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第11号 平成26年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第11号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第12号 度会町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第12号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第13号 度会町課設置条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第13号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第14号 度会町行政手続条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第14号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第15号 度会町税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第15号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第16号 度会町手数料徴収条例及び度会町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第16号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第17号 度会町国民健康保険保険給付費等支払資金運用基金条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第17号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第18号 度会町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第18号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第19号 度会町いじめ問題対策連絡協議会条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第19号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第20号 度会町いじめ対策審議会条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第20号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第21号 度会町いじめ調査委員会条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第21号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第22号 度会町保育条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第22号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第23号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第23号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第24号 度会町指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第24号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第25号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第25号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第26号 度会町健康診査等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第26号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第27号 度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第27号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第28号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第28号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第29号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第29号は原案どおり可決されました。

以上、議案第1号から議案第29号までの29議案は全て原案どおり可決されました。暫時、休憩をいたします。

(13時17分休憩)

(13時19分再開)

○議長(中村 忠彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 お諮りをいたします。

本日議員提出されました発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 発議第1号を議題といたします。

それでは、提出議員より提案理由の説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長 八木淳議員。

八木議員。

○議会改革特別委員会委員長(八木 淳) 発議第1号 度会町議会委員会条例の

一部を改正する条例について。

平成27年3月13日提出

提出者 度会町 議会議員 八木 淳

賛成者 度会町 議会議員 登 喜三雄

同じく 岡村 広彦

同じく 舟瀬 勝

同じく 牧 幸作

同じく 木本タエ子

度会町条例第号

度会町議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条度会町議会委員会条例（平成9年度会町条例第18号）の一部を、次のように改正する。

第2条第1項第1号ウ中「税務住民課」を「税務課」に改め、同号エをオとし、同号オからキまでを同号カからクとし、同号ウの次に次のように加える。

エ、住民課の所管に属する事項第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

第2条度会町議会委員会条例の一部を、次のように改正する。

第2条第1項第1号中「6人」を「5人」に改め、同項第2号中「6人」を「5人」に改め、同項第3号中「11人」を「10人」に改める。

附則、施行期日、1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、この条例第1条による改正後の第19条の規定は、平成27年4月1日以降において、現に在職する教育長が欠けた日又は平成27年12月25日のいずれか早い日から施行する。

経過措置、2、第2条の規定は、この条例の施行の日以後任期満了により新たに選任される委員で構成される常任委員会から適用する。

提案理由、今期度会町議会定例会において、町長より議案第12号及び議案第13号が提出されたことに伴い関連する条文を整備するとともに、「度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例」が平成25年9月20日に施行されたことに伴い、常任委員会の定数を改正すべく、同条例の一部を改正いたしたい。

これが、この議案を提出する理由である。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました発議第1号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

発議第1号に対する質疑を打ち切ります。

お諮りをします。

発議第1号について、討論を省略して、採決いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、採決をいたします。

発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成多数であります。

よって発議第1号については、原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について(議会運営委員会)

日程第5 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、平成27年第1回度会町議会定例会を閉会いたします。

(13時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員